

広島県告示第三百八十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十四年四月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	居宅サービス事業を廃止した事業所	サービスの種類	廃止年月日
		名称					
有限会社美泉	広島市南区東雲本町一丁目一四番五号	デイサービスセンター育み	広島市東区牛田新町四丁目一六番二号	通所介護	平成二十四年二月二十九日	通所介護	平成二十四年二月二十九日
フラワーネット ト有限公司	広島市南区段原四丁目六番二一號	フラワーネット ト有限公司訪問介護事業所	広島市南区段原四丁目六番二一號	訪問介護	平成二十四年二月二十九日	訪問介護	平成二十四年二月二十九日
合資会社SOLA	広島市西区高須二丁目九番二一號	デイサービスセンターソラん家	広島市西区高須二丁目九番二一號	通所介護	平成二十四年二月二十九日	通所介護	平成二十四年二月二十九日